

過労死等防止対策推進法 11月1日より施行

過労死等の防止のための対策を推進し、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現を目的としています

「過労死」が大きな社会問題となっていることを受け、今の通常国会で

「過労死等防止対策推進法」が制定されました！

過労死等防止対策推進協議会令

すでに法律で定められている事項として、委員の構成が決まっています。



労働者
代表

使用者
代表

専門知識を
有する者

過労死等
の当事者

法律で規定されて
いる事項の他の
必要事項を決める



「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいいます。長時間労働は、次の時間数から評価します。
◇発病直前の1か月におおむね160時間以上の時間外労働
◇発病直前の3週間におおむね120時間以上の時間外労働
◇発病直前の3か月間連続して1月当たりおおむね100時間以上の時間外労働を行った場合

労災認定基準では、月160時間程度の残業は、それだけでうつ病等の精神障害の原因とされることがありますが、月80時間を超える残業は、脳・心臓疾患の発症にも関連性が高いと判断され、業務と発症との因果関係が強く注意が必要です。